

《まちづくりに関する重要なお知らせ ～川南地区地区計画について～》

●お知らせ

2011年（平成23年）8月29日から、川南地区内の右図のピンク色の区域で行う一定の建築行為には、**工事着手日の30日前までに届出が必要となりました。**（都市計画の決定により川南地区の地区計画が定められました。）

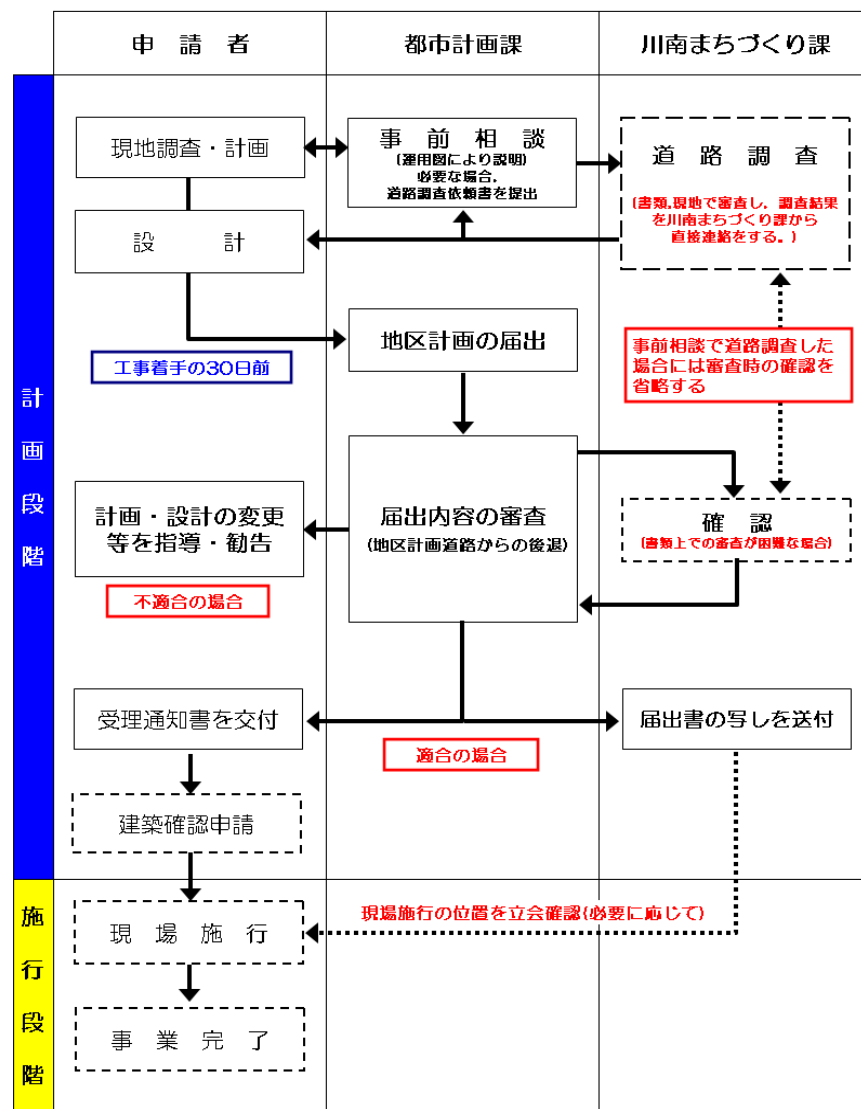
●地区計画の内容

地区内の骨格となる生活道路を地区計画施設と定め、国道182号、313号等、外周幹線道路へ緊急車両等がスムーズに通行することが出来るように拡幅し、防災性を高めると共に、隅切りの確保など、円滑な交通確保のための交差点改良に努め、地域拠点にふさわしい良好な市街地の形成をめざします。

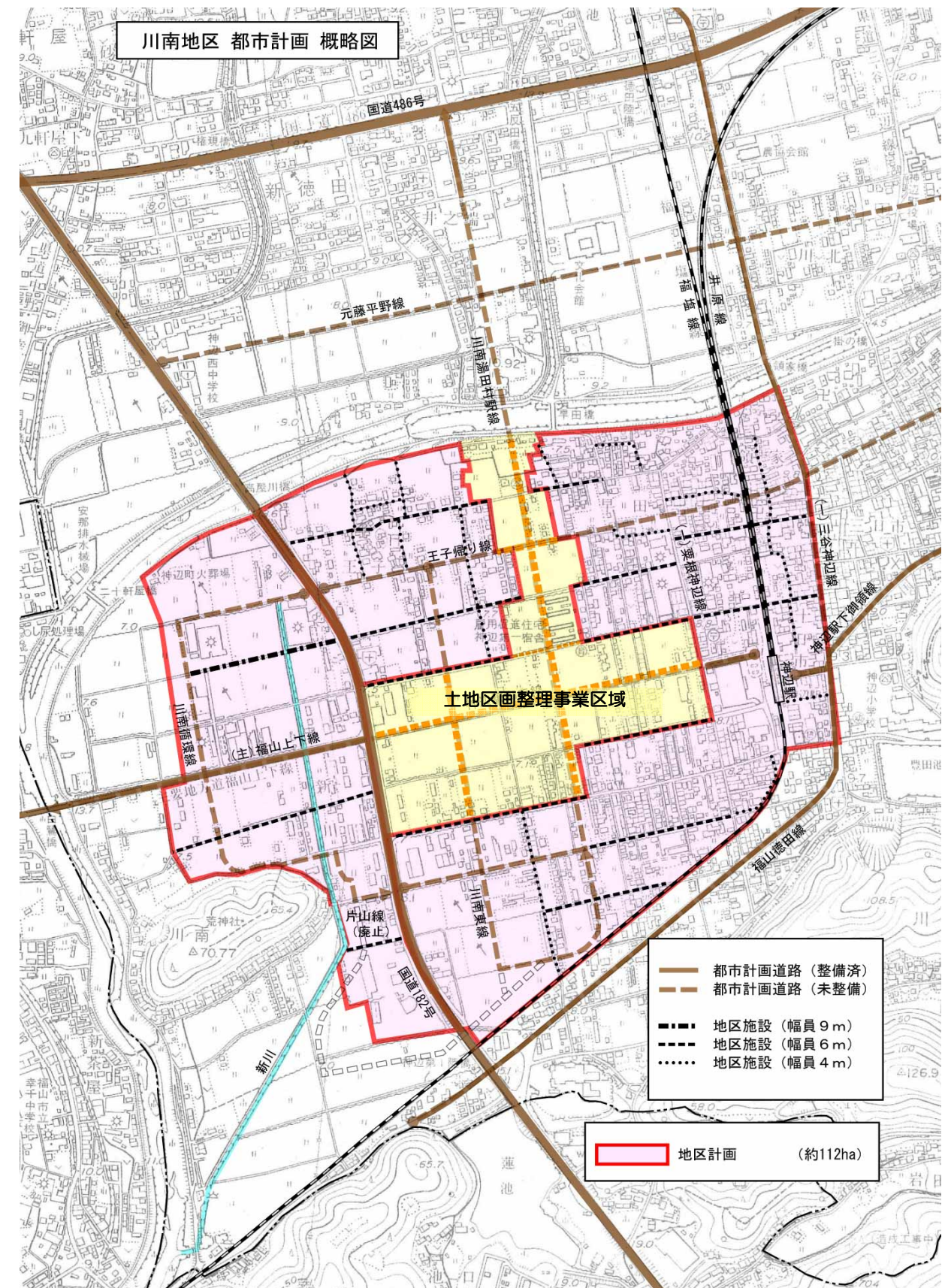
●届出が必要な行為

- ・土地の区画形質の変更
- ・建築物の建築又は工作物の建設

●届出手続の流れ



●届出が必要な区域



●お問い合わせ先

福山市役所 神辺支所 川南まちづくり課
 所在地：〒720-2195 福山市神辺町川北895-1 神辺支所3階
 TEL：084-962-5021 FAX：084-963-4790

福山市役所 都市計画課
 所在地：〒720-8501 福山市東桜町3番5号 福山市役所11階南
 TEL：084-928-1092 FAX：084-928-1735